

議案第44号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「2人」を「3人」に改める。

第20条第1項中「6箇月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第23条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行に伴い、関係する規定を整理するとともに、国民健康保険運営協議会の委員からの意見聴取の機会を確保するに当たり、委員の定数を増員する必要があることから、改正の要あるため提案する。